

日本労働年鑑 第56集 1986年版  
The Labour Year Book of Japan 1986

第二部 労働運動

V 「合理化」と労働組合

1 総評、同盟の「合理化」対処方針

総評

総評は、一九八五年七月の第七三回定期大会で、これまで一年間の活動の総括と、向こう一年間の方針を決定した。総括では「労働時間短縮闘争」が単産・地域レベルならびに労働四団体の共闘によって進められたことがとりわけ注目されている。方針のうち、ここでは「労働時間短縮の闘い」「マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新への対応」「労働災害・職業病の防止と補償についてのとりくみ」を掲げる。

【労働時間短縮の闘い(要旨)】

ME化の進行によって、産業構造・就業構造はソフト労働へと変化・移行してきて、今後もその傾向は強まり、知性や新鮮な感受性、ゆとりのある生活がますます要求されてくる。労働全体が従来までの肉体的労働が中心であった時代から精神的労働が中心となっている時代の労働時間短縮の中・長期的視点が不可欠になっている。また、技術進歩に見合った完全雇用の達成と労働の質を重視した産業社会を実現していく基軸にはワークシェアリングをはじめとする労働の改革のとりくみが必要となっている。以上の観点にたち、私たちは二一世紀(西暦二〇〇〇年)に向けた労働・社会生活全般にわたった環境を創造することが必要である。

- (1) 長期目標は、西ドイツ・フランスの労働時間水準以上の達成におく。
- (2) 中期目標は、アメリカ・イギリス水準を基本とし、次の内容とする。

(1)完全週休二日制の実現(一〇四日)、(2)三大連休の実現(年末年始七日、太陽と緑の七日、夏休み七日、祝日一二日、合計二六日)、(3)年次有給休暇二〇日への拡大と完全取得(二〇日)、(4)残業・年間一五〇時間以内として、年間休日・休暇一五〇日の実現と年間残業時間一五〇時間以内とし、総実労働時間一八七〇時間以内の実現をはかる。

(3) 各単産は以上の中期目標を実現するために、原則として一九八九年秋闘を最終決着年と位置づけ、五ヵ年計画を作成し、体制確立をはかることとする。また、労働時間短縮の闘いを秋闘に集中することに努力し、産業別統一闘争体制の確立をはかることとする。(中略)

今年度は、(1)八月に予定される労基研最終報告を受けた労基法政府案と労働団体の要求する改正案が激突することは必至であり、秋闘における職場要求と結合させながら、制度要求の職場討議と決議、対政府・対経営団体交渉、国会対策や大衆行動を

強化し労働組合主導の体制を確立するよう闘いを強める。(2)週休二日制促進の節点として、八六年八月から予定されている金融機関の月二回土曜休業への拡大・実施は大きな意義を持っており、公務員の四週六休制実現との関係においても闘いを全体化し、完全週休二日制への突破口として闘いを強める。(3)職場からの闘いを大切にする。特に、「労働の安売りはやめる」という観点にたち、残業規制など日常的な闘いや長時間労働の強制、労働時間管理の強化などに対しても具体的職場要求を対峙し、組織的対応を強めることとする。(4)「メーデー〇〇周年」「東京サミット」など時短推進に有利な課題が多々あり、具体的提起を行なっていくこととする。

#### 【マイクロエレクトロニクス(ME)技術革新への対応(要旨)】

今日激しく展開されているマイクロエレクトロニクスをはじめとする新技術革新は、労働形態、生活様式、社会活動に大きな変化をもたらしている。科学技術を全面的に拒否することは、社会の進歩にとって逆行であろうが、それを無原則に放置することは、人間性の破壊につながる。とくに技術の利用を資本家や一部の研究集団・官僚など特定集団(階層)に特権化させてはならない。したがって、労働組合は、職場、企業、産業、政府など、あらゆるレベルで積極的かつ具体的な社会的規制力を発揮しなければならない。いまこそ技術の利用をめぐる、労働・職場のあり方、産業のあり方、社会生活のあり方に対して具体的な内容を検討し、資本家・政府に要求していかなければならない。その闘いと規制の程度に応じて未来の労働と社会の枠組みが決定されることであり、総評としてME技術革新に対する対策を強めていく体制を確立していかなければならない。当面する課題は、雇用に与える影響、職業訓練、賃金のあり方、労働災害、労働のあり方(労働の人間化)問題などである。総評は「VDT(Visual Display Terminal)労働規制のためのガイドライン」を提起した。これをコンピュータ労働の職場労働諸条件のミニマムとして活用し、労働・職場改革の突破口を切り開く出発点としなければならない。すでに、いくつかの労働組合は新技術協約を締結し、これらの課題に包括的に対応しているがこれをさらに充実・強化と一般化を図り、産業レベル、社会レベルの規制基準の作成とその運動化にむけて対策を強める。

#### 【労働災害・職業病の防止と補償についてのとりくみ(要旨)】

全産業に及んで導入されているOA・FAなどのいわゆるME化、技術革新は、職場労働者の生命と健康にとってこれまで予期し得なかった多くの問題をひき起している。こうした職場の変化に対応した労働者の安全衛生の確保についての制度上の有効な対策が未確立な状況下では、単産レベルでの積極的な指導による職場の見直しや点検活動は不可欠であることを認識し、事業者及び政府に対して労働災害、職業病の未然防止、被災労働者の救済を求め、具体的施策、制度確立をめざして次のようにとりくむ。

(1) 職場労働者の安全衛生確立のために、安全衛生に関する団体交渉の強化、安全衛生委員会活動の活発化、そのための安全点検体制と活動家の育成は極めて重要であることを再認識し、中央・地方での安全衛生学校、研修会の開催ととりくむ。

(2) 粉じん障害・放射線・VDT・騒音などの被災防止、健康診断などに及んでの安全衛生に関する労使協定化の要求運動を重視し要求行動の成功と全単産への拡大をめざしていく。

(3) 現代職業病でもっとも悲惨な職業ガン、そして粉じん障害、慢性中毒などの発生は依然として後を絶たない。総評は労働衛生学者の提言をうけて関係単産を結集しての職業ガン対策会議を発足させたが、職場での防止、治療、認定、補償等の当面する課題を中心に事業者団体、政府にその対策を求めていく。(中略)

(7) 行政監督の強化を求め労働基準監督官の大幅な増員、安全・衛生各専門官の全監督署配置の実現。安全衛生関連ILO条約の早期批准。労働行政に関与している地方労働基準審議会委員、労災保険審査参与、労災防止指導員などの活動条件の拡大等を政府に求めその実現をめざす。

(8) 労災保険法の改正が検討されているが、経営側による労災補償の早期打ち切り等の給付制限、労災年金と他の社会保障年金との調整、福祉事業のカットを柱とする要求と労働側の補償拡大要求が労災保険審議で正面から討議されている実情にあり、総評は労働四団体、被災者団体との共闘を強めつつ、改悪反対の運動を展開する(以上、総評第七三回定期大会資料)。

日本労働年鑑 第56集 1986年版

発行 1985年12月5日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1986年版(第56集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---